

## ○福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程

平成20年3月14日

制定

### (目的)

第1条 この規程は、本学における公的研究費を適正に運営及び管理するための取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本学における公的研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づき特別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人等の公的機関(以下「配分機関」という。)から配分される公募型の競争的資金として、研究機関又は研究代表者若しくは研究分担者(以下「研究者」という。)に交付される直接経費及び間接経費をいう。
- (2) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。
- (4) 「各部局」とは、本学の各学部、各研究科、各病院、各センターその他教育研究に必要な施設及び組織をいう。

2 前項第3号の間接経費は、第14条から第16条までの規定により、運営及び管理しなければならない。

### (責任、権限及び役割)

第4条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するため、次に定める最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について

全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長(学長が指名した者)をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、各部局における公的研究費の運営及び管理について統括する責任及び権限を持つものとし、各部局の長をもって充てる。

(4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、各部局における研究活動等の適正化に努めるものとし、研究推進部委員、大学院学務委員、学科主任等をもって充てる。

2 前項各号に掲げる者の役割は、当該各号に定めるところによる。

(1) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 統括管理責任者は、本学の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、その実施状況を確認するとともに、これを最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の職務を行わなければならない。

ア 自己の管理監督又は指導する各部局における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、これを統括管理責任者に報告すること。

イ 不正防止を図るため、各部局内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

ウ 自己の管理監督又は指導する各部局において、構成員が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(4) コンプライアンス推進副責任者は、各部局における研究活動等に対し、日常的に実効的な管理監督を行うように努める。

3 本学の研究費の不正防止に関する責任体系は別に定め、学内外に周知及び公表する。

(コンプライアンス教育)

第5条 公的研究費の取扱いに係る不正防止を図るため、その運営及び管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育は、本学における不正防止対策に対する理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について説明するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 公的研究費の運営及び管理に関わる職員は、本学において研究を遂行するにあたり、自署による誓約書を提出しなければならない。

2 誓約書の提出を公的研究費の申請要件等とし、提出がない場合は、本学において研究費等の運営及び管理に関わることができないものとする。

3 誓約事項は、本学の規則等を遵守すること、不正を行わないこと並びに不正を行った場合は本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担することとする。

#### (相談窓口の設置)

第7条 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を研究推進課に置く。

2 相談窓口は、本学での公的研究費に係る事務処理手続に関して学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

#### (調査)

第8条 公的研究費の運営及び管理に関して不正があると認められるとき又はその疑いがあるときは、コンプライアンス推進責任者は、事実関係を調査し、統括管理責任者に調査報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、その内容を企画運営会議に報告し、事実関係の調査の必要性の有無について、公平、公正かつ誠実に対応しなければならない。

#### (不正防止計画の策定)

第9条 本学における公的研究費の運営及び管理に関する不正を防止するため不正防止計画部署を置き、研究推進部をもってこれに充てる。

2 不正防止計画部署は、不正防止計画の推進に当たり、次に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握、検証に関すること。

(2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) その他不正防止計画の推進に関すること。

#### (通報窓口の設置)

第10条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるよう通報窓口を内部監査室に置く。

2 通報制度に関し必要な事項は、別に定める。

#### (公的研究費に係る内部監査)

第11条 公的研究費の適正な運営及び管理並びに不正使用防止のため、公的研究費に係る

内部監査(以下「研究費監査」という。)を行う。

- 2 研究費監査を行うため、統括管理責任者のもとに研究費監査部門を置き、研究推進課をもってこれに充てる。
- 3 研究費監査は、コンプライアンス推進責任者の了承を得て、書類等による調査、聞き取り調査、実地調査その他必要に応じた方法により行う。
- 4 被監査者は、研究費監査に協力しなければならない。
- 5 研究費監査部門は、監査終了後に監査報告書を作成し、統括管理責任者へ報告するものとする。

(検収確認業務担当者の設置)

第12条 公的研究費に係る物品等(以下「物品」という。)の発注に基づく適正な納品の完了を確認するため、検収確認業務担当者を置く。

- 2 検収確認業務担当者は、物品を発注した研究者の研究と利害関係のない教育職員、事務職員及び教育技術職員とする。
- 3 物品を発注した研究者は、その物品の納品検収を行うことはできない。

(業者等への対応)

第13条 物品の調達に係る所管部署、研究推進部及びコンプライアンス推進責任者は、業者等に公的研究費に係る学内規則を説明し、遵守させるとともに、誓約書の提出を求め、公的研究費の不正取引防止等を指導する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な取引に関与した業者があるときは、学校法人福岡大学固定資産及び物品調達規程第10条を準用し、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(間接経費の額)

第14条 間接経費の額は配分機関の定めるところによる。ただし、特に定めがない場合は、交付された直接経費の30%に相当する額とする。

(間接経費の使途)

第15条 間接経費は、本学の研究推進及び研究環境の改善に資するために、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」等に基づき、直接経費の使途以外に使用するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者が本学の研究活動に寄与すると認めたときは、間接経費を使用することができる。

(間接経費の譲渡及び返還)

第16条 研究者は、交付された間接経費を直ちに本学に譲渡しなければならない。

2 前項の場合において、研究者が本学以外の研究機関に転出するときは、直接経費残額に配分機関が定めた比率又は30%に相当する額の間接経費を当該研究者又は当該研究者が転出する研究機関に返還することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(準用)

第18条 公的研究費に係る責任体系、コンプライアンス教育、誓約書等に関する規定は、公的研究費以外の研究費等の運営及び管理について準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。